平成２２年（フ）第３５７号
神奈川県平塚市御殿３丁目23番15号レンガハウス２号
債務者　神山　　歩
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５８号
神奈川県平塚市宮松町９番42号
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５９号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目40番29号パンシオン伊勢原№１　102号
債務者　田中　　盛
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６４号
神奈川県平塚市西八幡１丁目11番36号
債務者　安田　勝次
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６７号
神奈川県小田原市永塚232番地の２　ＹＵハイムＢ棟201号
債務者　石田　敦稔
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７１号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番３―306号
債務者　春原　秀美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７２号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番３―306号
債務者　春原　　実
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８７号
神奈川県小田原市浜町４丁目34番44号
債務者　神野富美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０７号
新潟市西蒲区福井1846番地
債務者　田中　麻子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1224番地
債務者　五十嵐靖治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０号
新潟市東区江南３丁目５番地45　ハイツ江南203号
債務者　宮崎　晴男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
新潟県三条市三竹１丁目８番５―410号
債務者　中村　廣江
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２８号
新潟県三条市荒沢1364番地
債務者　佐藤　正広
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２９号
新潟県三条市荒沢1364番地
債務者　佐藤　則子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３２号
新潟県燕市殿島１丁目12番33号
債務者　清水　　健
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１７９４号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―1106号
債務者　岡村　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
北海道岩見沢市上志文町297番地
債務者　黒川　史佳
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７５号
北海道岩見沢市日の出北４丁目15番３―104号　市営住宅１号棟104号室
債務者　小国　英雅
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部